

第9回検討会議について

清掃関連施設整備基本計画検討会議（平成29年11月30日）

議事

1. 報告事項

報告1 第8回検討会議について

資料 検9-1により説明。

報告2 第9回協議会の報告

資料 検9-2により説明。

2. 協議事項

協議1 第8回検討会議でのご意見等の整理

資料 検9-3により説明。

協議2 清掃関連施設整備基本計画（素案）について

資料 検9-4により説明。

3. その他

市民説明会について

清掃関連施設整備基本計画（案）に関する市民説明会

- 開催日 平成29年12月16日（土）10時～11時30分
- 会場 小金井市商工会館2階会議室
- 出席者 市民17名

質疑	応答
中間処理場の問題にしる、不燃ごみの問題にしる、なぜ市民検討委員会を設置しないで市だけの考え方でこういうことをやったのか。	市民検討委員会を設置しなかったという部分に関しては、私どもとしては最初から想定はしていなかったということで、お答えをさせていただきたい。
なぜ人がほとんどいないところのリユース関連施設で販売しようとするのか。処理だけを考えれば合理的かもしれないが、今の庁舎と福祉施設の新しい施設のところに入れるか横につくるか別にしても、そこでやることのほうがよほど売れるのではないか。	リユース関連施設は二枚橋焼却場跡地に設置を予定しているが、そちらで販売をするということは想定していない。リユースをするに耐え得るような粗大ごみが出た場合については、一定の修理を施した上、二枚橋焼却場跡地で保管し、それを不定期ではあるが新しくできる庁舎の中で展示販売をするということを今検討しており、庁舎建設の担当部署にも要望として上げている。
暫定というのは一体どのくらいでやろうとしているか。周辺の人たちとの理解や合意をどのように考えているのか。	中町の空缶・古紙等処理場は、最終的に中間処理場に処理施設ができるまで移転することができない。そのような状況の中で今庁舎建設予定地の中で暫定的に移設をするということも1つの案として検討している。中町の暫定施設は平成36年度もしくは37年度に撤去をする予定だが、こちらはまだあくまでも庁舎の建設計画の中での検討事項であるため、現段階では決定をしているものではない。
こんなやり方では絶対協力はできない。二枚橋ありきの市のやり方に非常に不満を持っている。	ご意見として頂戴する。
上記の御意見に100%あるいは120%賛成する。一人の意見になるといけないので発言した。	—
なぜ最終的にこれで協議会としてはいいですかという問いかけのないままパブリックコメントをやることにしたのか。	計画の策定が29年度末となっているため、市の責任においてパブリックコメントを実施させていただいた。これからも、皆さんの意見を聞き、また私どもの考えも一人でも多くの方々にご理解いただきたく引き続き努力をしていく。

<p>協議会で我々は色々な意見を言ったが、それは結果的にいうと、小金井市政は市民参加で物を決めているような形をとるだけのことで、内実はないのではないか。</p>	<p>協議会の進め方としては反省しなければならない点もたくさんあるというのは私どもも十分に認識しているが、私どもとしては皆様方と本当にきちんと話し合いをしてご理解をいただきましたかったというのが本音である。</p>
<p>アプローチは間違っていたのにこれからもずっと同じように説明をしていくのでは話の糸口はつかめない。やり方を変えずに協議会を続けていけばスケジュールは遅れていくが、そういうつもりなのか、それとも結論は決まっているからいつか強行するというつもりなのか、はっきりしてもらいたい。</p>	<p>平成29年度末までに基本計画を策定することは決定事項なので、次の協議会のときにまでにはアプローチの仕方についてはもう少し整理をした上で協議会の皆様方にお会いしたいと考えている。</p>
<p>ごみの将来推計といった予測データもつけずにパブリックコメントをやるのは非常に問題だと思う。</p>	<p>パブリックコメントは本日お示しした説明会用の資料ではなく、清掃関連施設整備基本計画（案）そのものである。</p>
<p>自治会からは、市が二枚橋に計画があるので説明したいと言っている、という話だったが、課長の説明では賛成しているから説明会を開いたというようなニュアンスに聞き取れたのでその点をお伺いしたい。</p>	<p>表現が悪かったが、決してご理解を得られたから町会に入らせていただいたものではない。勘違いされる言い方をしてしまったので申し訳ない。</p>
<p>9か所の候補地の一つ一つについてどういう点がだめで外れていったのか過程がわかる資料はあるのか。</p>	<p>基本計画（案）に記載があるので後ほどお目通しいただきたい。</p>
<p>災害時のごみ置き場は小金井市で何か所想定されているのか。</p>	<p>今現在は中間処理場と中町のリサイクル事業所前が災害廃棄物の一時保管場所になっている。今回、中間処理場と二枚橋焼却場跡地に設けさせていただくかたちになるが、2か所では足りない。平成30年度に小金井市の災害廃棄物処理計画を策定する考えがあり、その中で2か所以上を選んでいくということを想定している。</p>
<p>中間処理場と二枚橋焼却場跡地を候補地として環境部の中で検討するよう指示を出した人は誰なのか。</p>	<p>稲葉前市長である。</p>
<p>蛇の目の建設用地に暫定施設を作るということだが、その費用や内容について聞きたい。</p>	<p>庁舎の建設の計画担当と協議をしながら調整し、進めていくものなので、今お答えできる用意はない。</p>

第9回検討会議でのご意見等の整理

議題2 清掃関連施設整備基本計画（素案）について 収益性について

意見	(委員)	「本事業における収益性を鑑み」の収益性とは何を言っているのか説明してもらいたい。収益性ということをあえてここで言う必要はあるのか。
議論	(日建) (委員)	回収したものの売却の収入を収益性とする。民間事業者が参入して収益性がある事業でないとなかなか参入していただけないというのが前提としてあると思うが、そういった背景をどこまで書くかだと思う。 収益性が望めないのでPFIなどといった手法は無理だということをお願いしたいのであればそう書けばいいのではないか。
まとめ		清掃関連施設整備基本計画（案）にて修正

定性評価について

意見	(委員)	「公共事業としての視点」というところは〇〇△になっていて、「事業実施の透明性の確保」という欄の中にDBOとBTOの下の説明文が全く同じでもあるにもかかわらず、〇と△になっているというのはどういうことを意味しているのか。
議論	(委員) (委員) (委員) (委員) (日建)	定性的なものに対して、〇や△で評価するのは少し乱暴ではないか。 定性とすると、この項目でいいのか、項目の重みは同じなのかという話になる。それは定性とは言わないので、わざわざ〇△とするのではなく、総合的な評価を事業者としてまとめて出す方が透明ではないか。 無理に公共事業の視点や事業管理上の視点というふうに括らなくてもいいのではないか。 「許認可手続きへの対応」について、民間であろうが公共であろうが必要な許認可は変わらない。 視点の評価と許認可手続きへの対応については検討して修正する。
まとめ		清掃関連施設整備基本計画（案）にて修正

ランニングコストについて

意見	(委員)	イニシャルコストは書いてあるのにランニングコストは書いていないのはなぜか。
議論	(事務局) (副会長) (事務局)	基本計画のまとめとして、公設公営または公設+長期包括委託方式が優位となっており、そうしたいと書いていることから、効果はあくまでもDB(デザイン・ビルド)のところまでが今出せるコストとなる。 ランニングコストまで考えて運営方式を検討しているということではないのか。 出せなくはないが、その金額ありきではない。具体的なオペレート(運営)はこれからの検討になる。
まとめ		清掃関連施設整備基本計画(案)にて修正

パブリックコメントの集計報告

1. 施策の名称 小金井市清掃関連施設整備基本計画（案）

2. 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成29年12月15日から平成30年1月14日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス、電子メール

3. 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	2人	12人	28人	8人	50人
団体	0人	0人	0人	0人	0人
計	2人	12人	28人	8人	50人

(2) 延べ意見数

50人・104件

(3) 意見内容の内訳

ア 環境・景観の保全	29件
イ 負担の公平化	15件
ウ コスト削減	6件
エ 生活環境（通過交通、臭いなど）	13件
オ 候補地選定・適地	21件
カ その他	20件

検討会議の意見集約

基本計画(案)項目	検討会議	意見	議論	まとめ
2.清掃関連施設整備に係る基本的事項の整理				
2.1 関連計画・ごみ処理の現状	8	(副会長) 「本計画(地域計画)の変更が必要である」とあるが、具体的に本計画の変更とは何をどういうふうに変更して、どういった手続きになるのか。	(事務局) 日野市、国分寺市、小金井市の3市にまたがっている施設の計画で、これが基本は5年スパンで、延長する場合には7年までが限度ということになっている。 現状の地域計画の中では、施設整備をすることがまだ計画も策定されていないので、地域計画のほうも変更の手続きを行っていくということになる。ただし、現状の地域計画は平成30年度までの計画なので、現在策定している清掃関連施設整備基本計画が策定された後のスケジュール等に関しては、次期の地域計画を策定する中で、より詳細に反映していくものと考えている。 (副会長) 搬出量や再資源利用量といったものが一個一個全部変わるというイメージか。 (事務局) 5年後または7年後のどちらのスパンで策定するかは決まっていないが、そのあたりが目標年度となるほか、基本計画を策定したことによって処理施設をどうしていくかということが記載される予定である。	—
2.2 清掃関連施設の概要	8	(委員) 広域化について書かれているが、計画は進んでいるのか。進んでいないのであれば書く意味はあるのか。	(事務局) 広域的な処理については国のガイドラインにより検討することが要件となっている。現時点で基本計画に載せることはできないかもしれないが、引き続き検討していかねばならないので文言として記載させていただいた。	—
2.3 処理対象ごみの設定	1	(委員) 処理量は1日5t以上という考え方に対して現状はどうなのか。	(事務局) 現時点において不燃系ごみ、粗大ごみ全てを合わせると日量5t以上となる。今後の協議会での検討によるが、処理施設の組み合わせによっては都市計画決定を要する場合がある。	—
2.3 処理対象ごみの設定	2	(委員) 処理量の数値などは、小金井市廃棄物減量等推進審議会(以下、減量審とする。)での議論や基本計画の内容によるものなのか。また、使用している計算方法、変動係数については一般的なものなのか。 稼働時間1日5時間の妥当性はあるのか。 ごみ処理施設の規模は過大でも過小でもいけない。	(事務局) 処理量については、平成26年度に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」に基づく数値となっている。 計算方法については、環境省通知にある計画月変動係数の考え方を採用している。 ごみ処理施設の規模は、今後検討する機会がある。	稼働時間については、環境省通知で破碎施設、圧縮施設の運転時間は5時間とされている。 資料4-別紙1参照
2.3 処理対象ごみの設定	1	(委員) 現に市有地を基本とするという点について、交渉中の部分はどうなのか。	(事務局) 購入するという前提で、市有地という理解である。 (会長) 現に市有地を基本とするという点では拡大解釈ということか。	現に市有地であることには取得予定の土地も含める。
2.4 建設予定地の検討	2	(委員) 施設整備に当たり、新たに都市計画決定をしなければいけないのか。二枚橋、中間処理場は、今は都市計画上どう扱っているのか。	(事務局) 二枚橋焼却場跡地は、「ごみ焼却場」の都市計画を廃止している。 中間処理場は「その他処理施設」として都市計画決定している。 位置、面積などが変われば都市計画の変更が必要となる。	—

3.清掃関連施設整備の検討				
3.1 施設整備にあたっての基本方針 (5.1. 事業方式・施設運営方法)	3	(委員) ・安全安心の確保について、安心のことが欠如しているのではないかと。 ・災害についても考えてもらいたい。 ・安全安心の確保というのは誰に向かってどういうメッセージで言っているのか分からない。 ・機械処理の安全というのは確保できるかもしれないが、臭いや音といった生活に対する安心をやってもらう必要はある。 ・市の整備の考え方は施設にこだわっているところがある。施設はハードウェアなので、ソフトウェアと両面で検討されるのがよいのではないかと。 ・3Rに関して、もう少し踏み込んで住民意識の啓発向上に寄与する施設という内容を盛り込んでどうか。 ・可能な限りごみの減量というのは必ずしもリサイクルではない。発生を抑制するということだと思つので、リデュースという方だと思つ。 ・基本方針なので細かいことは書けないと思つが、安全安心の確保については、(文脈として)何が主語か整理した方がいい。 ・災害についてはもっと大きな話なので、視点としてポイントになるものは入れていただきたいが、ここで全て補うのは難しいのではないかと。	(事務局) 今後、さまざまな部分、作業環境・安全衛生計画、公害防止計画、事業方式・施設運営方法等の中で、基本方針に書かれていることについては今後の検討会議でご議論いただきたいと考えている。文言の表現の仕方等についてはいただいたご意見をもとに再検討し、次回に訂正させていただく。	資料 検4-4 別紙に整理した。
3.1 施設整備にあたっての基本方針	8	(委員) 一般廃棄物処理基本計画では環境教育とか環境学習の推進をうたっているが、こういう施設を見学するようなスペースを確保する必要はどう考えているか。	(事務局) 「市民意識の啓発・向上」という部分を、施設整備にあたっての基本的な方針として記載している。その中で情報発信の拠点として環境学習の部分も設置していきたいと考えている。 (委員) 新たに設けるのか。中間処理施設にはそういう施設はあり、それを活用するという意味ではないのか。 (事務局) もちろん活用し、あとは見学コースを設けるということである。	—
3.3 不燃・粗大ごみ処理方式、フロー	5	(委員) 不燃ごみの民間処理施設について、民間事業者の存在する市との話し合いはされているのか。また一般論として、搬入される市なり市民の方々の理解を得るとするのは難しい話だと思つがいかかか。	(事務局) 民間処理施設2か所については今までも受け入れをしていただいているところで、同じ内容のごみで形が変わるだけであるならば、基本的に今までどおり受け入れていただけると考えている。 (会長) 市の事業からすると、受け入れてくれる民間業者がないというのは1つの大きなリスクである。それともう1つ、廃棄物はもちろんのこと資源物であってもそれが他の市に行ったときに他の市の市民がどういう反応を示すか、この部分に関しては余り前回の検討会では議論していないと思つが、これからも話す機会あると思つので、また議論できればと思つ。	—
3.3 不燃・粗大ごみ処理方式、フロー	7	(会長) 検7-5の5-12の「中間処理工程を民間に委託する場合との比較」の2番目のところ、環境的側面では云々というところは一体誰の目から見た表現なのか、部長がご説明されたような経緯※というの、きちんと書いてしまったほうが、説得力はあるという気はする。 ※以前は最終処分場の受け入れ条件として破碎・選別処理が必要であったが、現在は埋め立て処分は行っておらず民間に処理を委託している。	(副会長) 同感。	清掃関連施設整備基本計画(素案)にて修正
3.4 資源物処理方式・フロー	4	(委員) 内容が専門的すぎるので、市としてメリット・デメリットを整理してもらいたい。 音やコスト、作業効率などが考えられるが、そういった評価軸を示してほしい。 (副会長) さらに、例えばどこの自治体でこういうものを使っていてうまくいっている、などがあると参考になるのではないかと。	(会長) 事務局としては、これらの意見を踏まえて資料を作成してもらいたい。 (事務局) 勉強会にて可能な限り説明できるようにする。	—
3.4 資源物処理方式・フロー	6	(委員) コストに関する検討はなされていないのか。	(事務局) 機能面、それぞれの方式のメリット、デメリット、それからコスト面を総合評価という形でさせていただいている。	—
3.4 資源物処理方式・フロー	6	(委員) 個々の機器に対する評価はあると思つが、オペレーション上組み合わせによって何か効果があったりするものなのか。	(日建) 今回は収集が別のものに対してそれぞれラインをつくるので、個々の評価だけで決めてよい。	—

3.5 公害防止計画	4	<p>(委員) 自主基準について、比較検討の対象がないと評価するのが難しい。近隣他市の事例を示してもらいたい。</p> <p>(副会長) 目標を作っても達成できなければどうしようもない。一般的には導入する設備の性能も踏まえて自主基準をつくることになると思うので、その根拠も教えてもらいたい。</p> <p>(委員) 粉じんの重さだけでなく、粉じんの大きさなどに制限や基準はないのか。</p> <p>(副会長) 伏線として作業環境といったこともこの中に入れて頂きたいと思う。</p>	<p>(会長) これはたたき台、これからさらに深く検討していくための資料ということで受け止めたいと思う。</p> <p>(事務局) 勉強会にて可能な限り説明できるようにする。</p>	-
3.3 不燃・粗大ごみ処理方式、フロー	8	<p>(委員) 静脈産業は必ずしも安定的な運用がされているとは限らない。例えば5年、10年という計画の中で、しかも小金井市のように人口が増えていくとなるとそういった静脈産業が立地しにくくなるということも考えられる。今こういった業者が市内にいる、あるいは市外であっても近場にあるといった形で選定されていると思うが、いわゆる環境の変化、状況の変化に対しての安全面というのは考えられているのか。</p>	<p>(事務局) 民間事業者とのかかわりは今後も積極的に行っていく。もちろんその民間事業者が存在する地方公共団体との協議は必要となるが、我々としては積極的に民間事業者の確保について力を入れていきたいと考えている。</p>	-
4.施設配置・動線計画の検討				
4.1 計画上の制約条件の整理	3	<p>(委員) 災害廃棄物を一時的に保管するというのはどういうものを集めようとしているのか。</p>	<p>(事務局) 今後策定予定の災害廃棄物基本計画の中で決めていくことになる。災害時に発生した廃棄物の仮置き場という形にはなるが、具体的に何という部分についての定めはない。</p>	-
4.1 計画上の制約条件の整理	7	<p>(委員) 缶、ペットで現状の面積があるが、数字の出し方が現実的ではないと見ている。というのは、前は缶の処理施設と生ごみ堆肥の施設が一緒であって、軒下を全部使っていた。今は半分しか使っていない。図を見ると全部を使ったようになっている。</p>	<p>(事務局) 中町にある施設については暫定施設なので、適正な規模とは思っていない。現在各市で行っている缶の施設というのはああいう施設ではない。</p> <p>(会長) 私も同じような質問で、古紙・布のストックヤードは30坪となっているがこんな狭くていいのか。</p> <p>(事務局) 古紙は確かに検討してなかったという部分はあるので、そこは持ち帰らせていただく。</p>	<p>びんは中間処理を行う必要があるが、古紙は中間処理を伴わない場合でもリサイクルのルートが確立されていると認識している。</p>
4.1 計画上の制約条件の整理	7	<p>(委員) 今回「分散配置」というような形の言葉が出たが、破碎をやめてもこの面積は必要だということなのか。</p>	<p>(事務局) 破碎をしない場合は、ストックをするための場所が必要になるので、年末年始等最大の搬入の期間を考えると、破碎処理の施設を設けなかったとしても現状その想定に近いようなスペースの確保は行っておくべきだと考えている。</p> <p>(副会長) 検7-5 5-14で、もし破碎不燃ごみがなくなった場合には、この2,700㎡は本当に要らなくなるではないかということにもなりかねない。不燃・粗大の破碎ではなくて積み替えと解体と倉庫になったとしても相応の面積が必要な旨、書かないといけない。</p>	<p>清掃関連施設整備基本計画(素案)にて修正</p>
4.2 施設配置・動線計画	5	<p>(委員) 災害廃棄物一時保管場所はこの2か所だけにしているわけではないのか。災害廃棄物一時保管場所の定義が分からない。置くだけの場所なのか、破碎処理をするのか。</p>	<p>(事務局) ごみ対策課が所管している中でお示しできるのはこの2か所だけだが、当然足りないので、今後策定を予定している災害廃棄物処理基本計画の中で検討していく予定である。</p> <p>(副会長) 災害廃棄物一時保管場所は仮置場だと思っていただいて良い。</p> <p>(委員) 一般論の話もあると思うが、小金井市がこういった計画を持つかというところなので、検討会議でやるような話なのかも含めて整理していただきたい。</p>	-

4.2 施設配置・動線計画	7	(副会長) 粗大ごみの解体とリユース展示は一緒にいいと思うが、不燃の積みかえ、粗大ごみの解体とリユースの展示は必ずしも抱き合わせでなくてもいいのではないか。	(委員) リサイクルに回すものが少なければ、粗大ごみの処理をするところにくっついておく必要性がない。もっと市民に利便性の高いところにおいてもいいのではないか。ボリューム感もわからない。 (事務局) あくまでも最初に提案させていただいている内容。リサイクル事業のあり方については根本的に変えていかなければいけない状況がある。具体的に基本計画の策定までに間に合うかわからないが、今後も引き続き検討し、必要な面積を設けるということは考えている。	清掃関連施設整備基本計画(素案)にて修正
4.2 施設配置・動線計画	7	(委員) 今までは具体的な場所の話はここではできなかったという整理をしていて、今回から場所の話が出てきたことで、状況が変わったということに関して事務局からどうということなのかお聞きしたい。 まだ二枚橋のほうでは了解いただいていないという状況の中で議論を進めていかなければいけないところがあるので、何か意見書なり補足するなりということが必要なのではないかなと思った。	(事務局) 場所については、現時点において2つの協議会の合意を得られているものではない。引き続き両協議会のご理解を得るために、慎重かつ丁寧に協議を進めていく必要があると思っている。 今まではお示しをしておかなかった2つの候補地について、具体的な名前を出したものを今回初めて示させていただき、検討会議としての私どもの案に関するご意見をいただければと思っている。	—
4.2 施設配置・動線計画	8	(会長) 古紙については、ストックヤードは不要ではないのか。	(事務局) 古紙は新聞、雑誌、段ボールという形で分別させていただいている。それは中間処理を加えなくても古紙問屋に買っていただくルートが確立されているため、大規模なストックヤードは不要である。現時点ではストックヤードについては牛乳パックだけである。	—
4.2 施設配置・動線計画	8	(会長) 古紙・布は資源なので、ストックヤードとしてそれほど面積が必要ないのであれば、貫井北町の方にまとめるというわけにはいかないのか	(事務局) あくまでも2つの候補地にできるだけ均等にということ分散しているため、中間処理場のほうに負担が増えるかたちでは進めたくないと考えている。 1か所にまとめることによって、搬入する車両が多くなり過ぎるということは望ましくないということにも配慮している。	—
5.施設運営方法の検討				
5.1 事業方式・施設運営方法	5	(委員) DBO方式と公設+長期包括運営委託は何が違うのか。	(日建) DBO方式は設計・建設、運営をパッケージで発注する方式であり、公設+長期包括運営委託は設計・建設と運営を分けて発注する方式である。 (会長) DBO方式では施設をよくわかっている会社が運営をするということで、その民間会社が持っているノウハウが生かされるメリットが一番大きいという理解である。 (日建) DBO方式の場合、建設の部分はメーカーに発注し、設計と建設を行い、運営はSPCと契約する。公設+長期包括運営委託の場合はSPCに発注するのではなく、メーカー・メンテナンス会社に直接発注するという違いが出る。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	5	(委員) 施設規模が大きくなると受ける側のメリットがないから成り立たないという文章があるが、小金井市の事業規模は小さいので、公設公営しかないということになるのか。	(日建) 通常一般論としては、事業規模が大きいほうがVFMはできるということになる。 (事務局) まだ事業規模も決まっておらず、どこにどういう施設を設置し、どういう処理を行うかが決まっていないため、一般的なものまでしか出していない。VFMを出して、小金井市としてどう進んでいくべきかこれから検討していく部分になる。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	6	(委員) 総事業費の話をしているのか、市の負担額の話をしているのか。目的によって評価の仕方も変わってくると思うので、まず目的を整理する必要がある。	(日建) 総事業費＝公共負担と考えてもらえばよい。民間から資金調達をするDBO(デザイン・ビルド・オペレート)の場合は金利も含めた金額を分割で市が払うだけなので、結局市が負担していく。 国の負担分についても引いているので、総事業費というよりも市の負担額で計算したものがVFMだと思ってもらえばよい。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	6	(委員) 従来型発注方式に対するIRR(内部収益率)がないというのは何か意味があるのか。	(日建) ここではあくまでも自己資本に対する内部収益率ということで、SPC(特別目的会社)の資本金、いわゆる初期投資に対する内部収益率なので、SPCを設立しない公設公営に関しての指標はそもそも考えられないと定義している。	—

5.1 事業方式・施設運営方法	6	(委員) 従来型とDBOやBTO(ビルド・トランスファー・オペレート)を比較する軸はほかに何かあるのか。	(日建) それがVFMということである。PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)事業を採用するかどうかをVFMで評価し、民間に出資してもらうのであれば自己資本の内部収益率や償還基金の余裕率がどのような方式だったら適当なのかということの評価する、二段階の評価になるという理解をしていただければと思う。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	6	(委員) 民間のほうが従来型よりも5%程度コスト削減できる能力があるとあるが、5%の妥当性を確認したい。	(日建) 今後、施設の整備費をプラントメーカーに見積を依頼し、その際にどのような形で削減率を設定するかは考えていけないといけませんが、現時点では他事例から設置した試算条件として認識いただければと思う。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	6	(委員) DBOとBTOの違いは金利になっているので、その金利差について具体的にどのように考えられているのか、また割引率が変わってくるとどのような感応度になってくるのか。	(日建) 物価上昇率2%も達成できていない昨今の状況からすると、他事例では1%程度で設定しているものもあるので、今後どのような条件が妥当なのか考えていけないといけいない。 (委員) もしそうであるならば複数のものを出してもらうか、感応度としてどうかということを出してもらわないとミスリーディングになると思う。 (日建) いずれにしても、現在価値化する前の名目額の金額は変わらないので、実際に支払うのをどれくらい重視して、それに応じて割引率を数ケース設定して、現在価値化するケースはお示しできる。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	6	(委員) 定量的、財務的に投資対効果はあるという話だとしても、定性的な評価、リスク等を考えたときに、公設公営を選択するということは往々にしてあり得るということか。	(事務局) 定量評価については第一段階としては資料をお示したが、これから定性評価についても資料として当然お示して、最終的には総合評価という形で市としてどの事業方式を選択するかということがある程度結論が見えた段階でお示しする。 今後定性的な評価のほかに地元の協議会の方々のご意見を踏まえて、市としてこういう形でいきたいということを示していかねばいけないと思っている。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	7	(委員) バリュー・フォー・マネーを計算してもPFIをやっても5%しか減らないというような数字が出ているが数字の妥当性はどこにあるのか。 公設(かつ直営)のときの人件費と民間でやったときの人件費を比較しても、こんな差ではないだろう。 市の行財政改革で市の職員を100人減らそうと言っているが(公設かつ直営では職員削減目標の達成は)もう無理になる。そういう観点からの評価というのはないのか。	(委員) 今こういったような数字自体は試算するのは非常に大事だが、それをどのように取り上げて、どう評価していくかというところの評価軸がまだ議論されてない。 (副会長) 商売ではないし、ごみ処理こそ安かろう悪かろうとなつてはいけいないと個人的には思っている。公設公営と公設民営の差は実はほとんどないが、PFIでは今度ステークホルダー、関係者、手続もふえるが5%安いと言われても、リスクを考えてシンプルのほうが良いということもありだと思ふ。そういうことも含めて総合的に評価することが前回の結論だったと思う。 (事務局) 公設公営であっても市の職員を雇用して働くということではなく、運営は委託も含めて公設公営になる。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	8	(委員) 公共の場合は市民の安心感があり、民間の場合にはそうではないという評価が非常に大きなウェイトを占めており、総合的に従来方式が好ましいという結論になっているが、何か裏付けるような資料があるのか。	(事務局) (資料はないので)持ち帰って表現方法については検討させていただきたいと思う。	清掃関連施設整備基本計画(素案)にて修正
5.1 事業方式・施設運営方法	8	(委員) SPCは置かないと運営できない施設規模なのか。	(日建) SPCの利点は入金と出金をSPCの中で完結できることなので、貯めた場合も会計上は明快になる。運営費をもらいながら借金を返していくということなので、SPCであれば会計を全て見ることができる。ただ運営会社がSPCをつくらなかった場合にはその会社の会計の中身にまで口を出すことができない。それが最大のメリットとなるが、自治体としてつらくなくてもよいということであれば、SPCはつらくなくてもよい。	—
5.1 事業方式・施設運営方法	9	(委員) 「本事業における収益性を鑑み」の収益性とは何を言っているのか説明してもらいたい。収益性ということをあえてここで言う必要はあるのか。	(日建) 回収したものの売却の収入を収益性とする。民間事業者が参入して収益性がある事業でないとなかなか参入していただけないというのが前提としてあると思うが、そういった背景をどこまで書かだと思ふ。 (委員) 収益性が望めないのがPFIなどといった手法は無理だということをお願いするのであればそう書けばいいのではないか。	清掃関連施設整備基本計画(案)にて修正

5.1 事業方式・施設運営方法	9	(委員) 「公共事業としての視点」というところは〇〇△になっていて、「事業実施の透明性の確保」という欄の中にDBOとBTOの下の説明文が全く同じでもあるにもかかわらず、〇と△になっているというのはどういうことを意味しているのか。	(委員) 定性的なものに対して、〇や△で評価するのは少し乱暴ではないか。 (委員) 定性とすると、この項目でいいのか、項目の重みは同じなのかという話になる。それは定性とは言わないので、わざわざ〇△とするのではなく、総合的な評価を事業者としてまとめて出す方が透明ではないか。 (委員) 無理に公共事業の視点や事業管理上の視点というふうに括らなくてもいいのではないか。 (委員) 「許認可手続きへの対応」について、民間であろうが公共であろうが必要な許認可は変わらない。 (日建) 視点の評価と許認可手続きへの対応については検討して修正する。	清掃関連施設整備基本計画(案)にて修正
6.事業費等の検討				
6.1 概算事業費	5	(委員) 不燃・粗大処理施設の表に記載のある運搬費の違いはとはどういうものか。	(事務局) 積替えのみで破碎しない状況で運搬をするとかさが増える。市内の中間処理施設から現状委託している民間処理施設までの運搬ということでは同じだが、かさの違いがある。	—
6.1 概算事業費 6.2 財源内訳	9	(委員) イニシャルコストは書いてあるのにランニングコストは書いていないのはなぜか。	(事務局) 基本計画のまとめとして、公設公営または公設+長期包括委託方式が優位となっており、そうしたいと書いていることから、効果はあくまでもDB(デザイン・ビルド)のところまでが今出せるコストとなる。 (副会長) ランニングコストまで考えて運営方式を検討しているということではないのか。 (事務局) 出せなくはないが、その金額ありきではない。 具体的なオペレート(運営)はこれからの検討になる。	清掃関連施設整備基本計画(案)にて修正
6.2 財源内訳	5	(委員) PFIの場合は、公設の場合と同様に環境省の補助金はもらえるのか。	(日建) PFIの場合に交付金が出るかどうかについては今後東京都に確認を取り、資料に記載する。	—
6.3 整備スケジュール	7	(委員) 先日、庁舎建設検討委員会という議会で平成33年度までにこの中間処理施設はつくることができませんという発表がされた。 平成33年まで缶とペットの施設を動かすことは難しいという話。この計画案でいけば検討を始めるのが3年目から。資源物処理施設ができなければその施設を動かすということはできない。	(事務局) 補足で説明させていただくが、先日市議会の特別委員会があり、その中で平成33年度までに中町にある既存の清掃関連施設がほかの場所に移設することは困難という発言をさせていただいた。あくまでも、あそこから移設するのは平成33年度までには難しいという発言をさせていただいたので、施設ができ上がる、でき上がらないという話をしたものではない。 (会長) これは、この施設をつくる場合の各年次の計画、平成33年までは今の施設は動かさないという話とは違う話。時間的なことがあるので、次回ということでやっていただきたい。大きな問題については事前に事務局に出していただいたほうが良いと思う。	—
7.まとめ				
	8	(副会長) 一般市民の観点でいうと、要約みたいなものがあつた方がいいのではないか。	(事務局) 今回の整備基本計画は非常に複雑かつ専門的な項目が多いので、概要版は難しいと考えている。 (委員) 難しいという問題ではないような気がする。 (委員) 難しいのではなく、部分的に抜き出すとまた違う資料になって、意図しない違う見解を生むのではないか。 (副会長) 全部を要約するのではなく、89ページや90ページ、最後のフローなどだけを要約するだけで、かつ配置案1、2という二つではなく、市が検討している最終的な結論だけ出せばいいのではないか。 (事務局) どこまでできるかわからないが検討させていただきたいと思う。	—

その他				
	1	(委員) 日量5t以上で都市計画決定を要するという点について、どの法律に定められているのか整理して欲しい。	(事務局) 次回までに整理する。	清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律を「資料4-別紙2」のとおり整理した。
	8	(委員) 例えば中間処理場とは何をするのかという、一般市民が読んでわかるような章(用語の解説など)があってもいいのではないか。	(事務局) 検討したい。	—